

令和4年第3回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年3月25日 開会

令和4年3月25日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和4年第3回教育委員会定例会

令和4年3月25日（金）

午後 4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
 - 報告第10号 令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年3月分）について
 - 報告第11号 令和3年度新十津川町新規奨学生の選定について
 - 報告第12号 新型コロナウイルス感染症対策のための町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について
 - 報告第13号 新十津川町立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針の一部改正について
 - 報告第14号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について
 - 報告第15号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）について
 - 報告第16号 令和4年度新十津川町一般会計予算について
- 5 議案審議
 - 議案第3号 新十津川町英語指導助手の任用及び勤務条件に関する規則の一部改正について
 - 議案第4号 新十津川町青少年文化スポーツ活動助成金交付規則の一部改正について
 - 議案第5号 新十津川町スポーツ指導者等資格登録料助成金交付規則の一部改正について
 - 議案第6号 新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - 議案第7号 新十津川町開拓記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
 - 議案第8号 新十津川町社会教育委員の委嘱について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	媚 山 孝 裕
学校教育グループ長	石 井 秀 紀
社会教育グループ長	山 下 隆 司

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和4年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、荒山、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

それでは、お手元に配付してございます行事報告をご覧ください。2月9日から本日3月25日までの行事をまとめてございますので、主な行事についてご説明申し上げます。まず、延期しておりました第3回学校運営協議会を3月16日に開催しております。令和4年度の小中学校の運営評価、運営方針や今後のコミュニティ・スクールの活動等について協議いたしました。続きまして、同じく延期しておりました第3回社会教育委員の会を3月23日に開催いたしました。令和3年度事業後期の反省と令和4年度の重点施策について協議しております。次に小中学校の卒業証書授与式が行われ、13日には中学校卒業生60人、19日には小学校卒業生52人がそれぞれ卒業されました。当日は、町長、町議会議員、教育長、

教育委員並びにPTA会長の来賓出席のもと、新型コロナウイルス感染予防対策のため在校生欠席の中ではありませんでしたが、厳粛に卒業式が執り行われました。続きまして、小中学校に対して団体から寄贈いただいております、まず3月11日にはJAピンネから小学5年生へ食農教育教材本等が贈呈されました。続きまして、3月14日には滝川警察署において滝川地区防犯協会から新入学児童へ防犯ブザーが贈呈されました。また、3月17日には新十津川町老人クラブ連合会から小中学校に手縫いの雑巾約300枚が贈呈されております。続きまして、3月21日にそっち岳スキー場が今シーズンの営業を終了いたしましたので、実績について報告させていただきます。今年度の営業期間は、12月9日から3月21日までの101日間の営業計画でありましたが、積雪不足により12月9日から12月22日まで14日間営業ができず、また、2月15日から3月14日まで新型コロナウイルス感染症対策により28日間休業し、約6割の59日の営業実績となりました。リフトの乗車人数ですが189,103人ということで前年比と比べますと45,724人の減となっております。約80%の割合となっております。リフト券の売り上げは9,587,940円、前年比で2,027,830円の減となっております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第10号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年3月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校314人、中学校159人、合わせて473人の在籍となっております。特別支援につきましても異動はございませんでした。以上、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第10号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第10号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年3月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第11号令和

3年度新十津川町新規奨学生の選定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。1新規奨学生の人数、2人。2新規奨学生の住所、氏名等につきましては記載のとおりでございます。3奨学金等内訳、別紙のとおりといたしまして別紙を配付しておりますのでそちらをご覧ください。選定番号、氏名、本年度貸付額、貸付期間、住所、貸付金総額につきましては記載のとおりでございます。奨学生選定の審査は、成績、世帯の所得状況、健康状態及び人物所見でございます。いずれも在学していました学校の学校長からの推薦書などにより問題がないことを確認してございます。以上、報告第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

今回、奨学生選定された2人の方の状況はこれを見て分かりましたけれども、選定されなかった方というのはいるわけですか。

◎久保田教育長

はい。答弁を求めます。事務局長。

◎鎌田事務局長

今回の申請につきましては、このお二方のみでございます。

◎松倉委員

選定番号1番がないというのは、何か事情があるのかなと思ったんですが。

◎鎌田事務局長

今回の部分につきましては、令和3年度の中途の申込みでございます。1番につきましては、お一人4月の定例教育委員会にて選定をしておりますことをご報告いたします。

◎松倉委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

よろしいですか。それでは、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第11号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第11号令和3年度新十津川町新規奨学生の選定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第12号新型コロナウイルス感染症対策のための町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書7ページをお開き願います。改正内容を説明いたします。9ページから11ページの新旧対照表も併せてご覧ください。本要領の一部改正につきましては、北海道教育委員会の要領の一部改正に伴うもので、町立学校職員の在宅勤務について対象職員に「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とされた職員及び濃厚接触者と同居する職員」を加え、「校務用パソコン」を「校務系端末」に改めるものでございます。7ページをご覧くださいと思います。第2条第1号中「（長期休業期間の初日の前日に臨時休業であった場合は当該長期休業期間中も臨時休業とみなす。）」及び「（在宅勤務を希望しないものを除く。）」を削除し、同号を同条第2号とし同条に第1号として「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業となった学校の職員」を加えます。第2条第6号中「前5号」を「前7号」に改め、同条中第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に第3号として「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とされた職員及び濃厚接触者と同居する職員」を加えます。第9条の見出し中「校務用パソコン」を「校務系端末」に改めます。第9条第2項中「校務用パソコン」を「校務情報系ネットワークに接続する校務系端末又は学習ネットワークに接続する指導者用端末であって、かつ、ログインID・パスワードが設定されているもの」に改め、第9条第3項中「前項」を「第2項」に、「校務用パソコン」を「校務系端末」に改め、同条中第3項を第4項とし、第4項を第5項とし、第5項を第6項とし、第6項を第7項とし、第4項の前に第3項として「実施職員は、校務系端末又は指導者用端末を自宅等に持ち帰る場合、次の事項を遵守しなければならない。第1号 校務系端末や指導者用端末の紛失、破損等が発生しないよう適切に管理すること。第2号 情報セキュリティ関係規則等を遵守すること。」を加えるものでございます。また、第9条第5項を「実施職員は、第2項の規定により指導者用端末を自宅等に持ち帰る場合、個人所有のUSB等の外部記憶媒体を接続しないこと。なお、個人所有のLANケーブル、無線ルータ、スマートフォン等の通信機器によりインターネット接続することができる。」に改めるものでございます。附則としまして、この要領は、令和4年4月1日から施行をいたします。以上、報告第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

それでは、報告第12号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第12号新型コロナウイルス感染症対策のための町

立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第13号新十津川町立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書13ページをお開き願います。改正内容を説明いたします。14ページの新旧対照表も併せてご覧ください。第2条第4号ウの次に「エ 不妊治療を受けること。」を加える内容でございます。改正理由につきましては、北海道教育委員会指針に準じた内容に改正するものでございます。改正日は、令和4年3月4日に改正をしてございます。以上、報告第13号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第13号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第13号新十津川町立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第14号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書15ページをお開き願います。改正内容を説明いたします。16ページから18ページの新旧対照表も併せてご覧ください。本要領の一部改正につきましては、北海道教育委員会の要領の一部改正に伴うもので、修学旅行の引率業務等における業務として進路指導に関する業務を加えるものでございます。また、様式についても押印を省略した様式に改正をするものでございます。15ページをご覧ください。第2条第16号中「又は校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務」を「、校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務又は進路指導に関する業務」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号の次に「進路指導に関する業務 入学者選抜のため提出する自校の児童生徒の調査書及び推薦書等の提出書類、就職に係る推薦及び選考のために提出する自校の卒業予定者の調査書等の応募書類を作成する業務及び入学者選抜や就職のために実施する児童生徒の面接指導の業務で、あらかじめ予定して行う業務をいう。」を加える内容でございます。附則といたしまして、この要領は、令和4年4月1日から施行いたします。以上、報告第14号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第14号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第14号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第15号令和3年度新十津川町一般会計補正予算(第10号)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書19ページをお開き願います。内容は別紙のとおりといたしまして、20ページから33ページになります。今回の補正予算につきましては、入札執行残や年度末の実績見込みにより不用となる予算の減額やコロナの影響による事業の中止による減額が主な内容でございます。増額するもの、また金額が大きいなど特徴的なものについて説明をさせていただきます。別冊で報告第15号別紙資料の歳出一覧表も併せてご覧をください。それでは、まず議案書の24ページ、25ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の説明欄になりますが、事業番号3番、育英事業4,505,000円の減額は、新規貸付、入学金貸付人数が減ったことによる減額。4番、新十津川町農業高等学校教育振興事業は、コロナ感染拡大の影響により助成対象となります各種大会等が中止になったことによる減額でございます。次に2項小学校費、1目学校管理費の説明欄になりますが、2番、小学校校舎等維持管理事業1,607,000円は、原油価格高騰及びコロナ換気対策に伴う教室等の室温低下の対応として燃料消費量の増加による燃料費の増額などがございます。26ページ、27ページをお開きください。2項小学校費、2目教育振興費の説明欄になりますが、1番、小学校教育推進事業3,791,000円の減額は、道教委の時間講師の措置が可能となったため、時間講師1人分が不用となったものでございます。4番、小学校就学援助事業1,500,000円の減額は、認定者数の減によるものでございます。次に3項中学校費、1目学校管理費の説明欄になりますが、1番、中学校校舎等維持管理事業1,139,000円は、小学校同様に原油価格高騰及びコロナ換気対策に伴う教室等の室温低下の対応として燃料消費量の増加による燃料費の増額などがございます。2目教育振興費の説明欄になりますが、1番、中学校教育推進事業3,821,000円の減額は、道教委の時間講師の措置が可能となったため、時間講師1人分が不用となったものでございます。5番、中学校就学援助事業1,050,000円の減額は、認定者数の減によるものでございます。28ページ、29ページをお開きください。4項社会教育費、1目社会教育総務費の説明欄になりますが、6番、農村環境改善センター改修事業1,505,000円の減額は、3年度の額が確定したことによる減額でございます。7番、農村環境改善センター管理事業1,976,000円の減額は、燃料費、電気料、委託料の減額でございます。30ページ、31ページをお開きください。2目文化振興費の説明欄になりますが、2番、芸術鑑賞事業2,700,000円の減額は、コロナの影響によりルパンジャズライブ、音楽協会主催の部分が中止による減額でございます。次に5項保健体育費、1目保健体育総務費の説明欄になりますが、6番、スポーツ大会参加助成事業2,100,000円の減額は、コロナの影響により各種スポーツ大会、

全国、全道大会が中止となったことによる減額でございます。32ページ、33ページをお開きください。2目体育施設管理費の説明欄になりますが、2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業5,698,000円の減額は、浄化槽工事の執行残の減額でございます。3目学校給食運営費の説明欄になりますが、2番、学校給食提供事業4,864,000円の減額は、賄材料費の減額、3番、学校給食扶助費交付事業1,379,000円の減額は、小中学校の就学援助事業と同様に認定者数の減によるものでございます。内容説明は以上でございますが、この補正予算につきましては、町議会第1回定例会に提出をし、3月15日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第15号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第15号令和3年度新十津川町一般会計補正予算(第10号)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第16号令和4年度新十津川町一般会計予算について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書35ページをお開き願います。内容は別紙のとおりといたしまして36ページから61ページになります。なお、説明につきましては、2月に総合教育会議におきまして令和4年度における重点施策について説明をしております新規及び重点施策の事業、また、事業内容や予算規模に大きく変更があったものについて説明をいたします。36ページ、37ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費のうち教育委員会所管事業について説明をいたします。3番、総合健康福祉センター管理運営事務になりますが、こちら55,722,000円は、総合健康福祉センターの施設運営に要する管理委託料、光熱水費、燃料費、修繕料等のほか、ゆめりあホール等の管理運営業務委託料及び印刷機購入費用2,804,000円を計上しております。40ページ、41ページをお開き願います。10款1項1目教育委員会費でございます。本年度予算額2,417,000円でございます。1番、教育委員会活動事業2,417,000円は、教育委員の活動費用として委員4名の委員報酬、費用弁償及び教育長の旅費、交際費等を計上しております。次に10款1項2目事務局費について説明をいたします。事務局費、本年度予算額30,200,000円でございます。3番、育英事業22,684,000円は、貸付金として貸付実績を基礎とし、新規10人、継続11人分と、入学金は、令和4年度入学分と令和5年度入学分の貸付を見込み計上してございます。また、新型コロナウイルスの経済支援対策として、未だ収束が見えない

ことから、貸付金の増額の特例期間を更に1年間延長する分として10人分2,400,000円を計上し、合わせて16,680,000円を計上してございます。4番、新十津川農業高等学校教育振興事業4,000,000円は、特色ある農業高校の教育推進及び魅力ある学校づくりへの支援として、遠距離通学生徒への通学費助成や農業クラブなどの各種大会活動、資格取得に対する支援分として計上してございます。5番、高等学校等遠距離通学者支援事業2,503,000円は、在校生の実績及び今年入学する予定の高校等から申請人数を見込み、昨年度より941,000円増額を計上しております。42ページ、43ページをお開き願います。10款2項1目学校管理費について説明をいたします。学校管理費、本年度予算額85,497,000円でございます。1番、学校運営協議会活動支援事業762,000円は、委員報酬、費用弁償のほか、長期休業中の学習サポート事業や、やまびこの開催負担金でございます。2番、小学校空調設備整備事業52,338,000円は、小学校のコロナ対策における夏季の熱中症対策及び換気対策として、教室や保健室、職員室などにエアコンを整備する費用を計上しております。44ページ、45ページをお開き願います。10款2項2目教育振興費について説明をいたします。

教育振興費、本年度予算額36,805,000円でございます。1番、小学校教育推進事業20,977,000円は、確かな学力の育成のため、教科担任講師1人、学習支援サポーター3人を配置するほか、小学6年生を対象に漢字検定の検定料の助成や、特色ある教育の推進としましては、赤平市植松電機によるロケット教室、専門講師を招いての体育授業や日ハムトレーナーによるストレッチ授業などを実施いたします。ICT支援業務として校内のICT機器の保守やタブレット端末iPadの保守業務などで893,000円のほか、低学年用のカラー跳び箱、顕微鏡テレビ装置のほか、学校図書室の総合百科事典の購入費用として248,000円を計上しております。2番、小学校特別支援教育事業9,814,000円は、特別支援学級が5学級19人から6学級23人となる見込みであり、うち1年生は6人で、児童1人ひとりに配慮した支援を行い十分な安全確保を図るため、特別支援学級支援員を1人増員し4人を配置する費用7,279,000円のほか、医療的ケアの必要な児童に係る訪問看護師等の委託料2,290,000円を計上しております。3番、小学校修学旅行等保護者負担軽減事業218,000円は、コロナ禍による修学旅行等を実施するために、3密の状態を防ぐためバスの台数を増やすことで生じる保護者負担金の増加分を軽減する費用を計上しております。4番、小学校就学援助事業3,413,000円は、経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対し、学用品費や校外活動費などの援助に要する費用を計上しております。46ページ、47ページをお開き願います。10款3項1目中学校費、学校管理費について説明をいたします。学校管理費、本年度予算額102,286,000円でございます。5番、スクールバス運行管理事業39,794,000円は、スクールバスの運転業務及びバスの維持管理業務の委託費用を計上しております。令和4年度から新たな地域公共交通体系へ移行することから、本年度も単年度契約といたします。本年度は、運行時間の増加及び地域住民が乗車することから、これまで以上により一層の安全安心な安定運行が求められておりますので、運転従事者を1人増員する分などについて委託料が増額となっております。6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業36,135,000円は、中学校体育館のトイレについて、施設設備の老朽化が進んでいるため、生徒が快適に使用できるものにするとともに、災害時の避難所としても衛生的な環境を確保し、コロナ感染リスクを低減させるため、多目的トイレ、洗面台、更衣室の機能を持ったトイレに改修する費用でございます。48ページ、49ページをお開き願います。次に10款3項2目中学校費、教育振興費について説明をいたします。教育振興費、本年度予算額34,291,000円でございます。1番、中学校教育推進事業18,578,000円は、学力向上に係る教育充実指導講師1人、学力向上推進講師2人、剣道指導員1人を引き続き配置するほか、ICT支援業務としては、小学校と同様にGIGAスクール構想に係るネットワーク保守やタブレット端末iPadの保守業

務などで893,000円、オンラインA Iドリルを導入する費用に506,000円、また、体育用備品の更新としまして、体育用マット3枚の購入費用667,000円、特色ある教育の推進としまして、特設道徳やキャリア教育の講演を開催する負担金のほか、修学旅行につきましては、震災体験学習プログラム費用の助成の継続と、旅行費用が上昇していることから保護者負担金が一定の額を超えた場合に10,000円を上限として助成をし、保護者の負担軽減を図るための費用を計上しております。4番、課外活動事業3,925,000円は、部活動の消耗品、修繕、活動負担金や中体連の大会出場負担金のほか、卓球部で使用する卓球ロボット1台の購入費用163,000円を計上しております。5番、中学校修学旅行等保護者負担軽減事業739,000円は、コロナ禍による研修旅行、宿泊研修、修学旅行等を実施するために、3密の状態を防ぐためバスの台数を増やすことで生じる保護者負担金の増額分を軽減する費用を計上しております。

6番、中学校就学援助事業2,774,000円は、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費などの援助に要する費用を計上しております。50ページ、51ページをお開き願います。10款4項1目社会教育総務費について説明をいたします。社会教育総務費、本年度予算額275,333,000円でございます。1番、社会教育委員活動事業524,000円は、次期5か年の本町の社会教育の指針となる第8期社会教育実施計画を策定するため、定例会3回のほか4回の策定会議を開催するための報酬、費用弁償などの費用を計上しております。4番、はたちを祝う会開催事業344,000円は、民法改正による青年年齢引き下げで18歳から成人となりますが、本町ではアンケート結果も踏まえこれまで同様に20歳を対象に新十津川町が自分のふるさとであることを改めて実感できるよう「はたちを祝う会」として継続をいたしますので、式典開催費用を計上してございます。5番、体験学習推進事業610,000円は、望ましい生活習慣の定着に向けて、小学6年生を対象に実施する通学合宿及び事前研修の親学セミナー、親子参加での振り返り研修に要する費用を計上しております。

6番、ふるさと学園大学運営事業2,167,000円は、概ね60歳以上の高齢者を対象に経験、知識等を活かした学習意欲の高揚及び社会参加並びに体力の維持増進に資する魅力あるカリキュラムを全8回、13講座の開催費用を計上しております。7番、ゆめりあ部会運営事業410,000円は、高齢者の趣味や特技を活かし生きがいづくり、健康増進、地域文化の向上、世代間交流を図ることができるよう部会活動を支援するための費用のほか、陶芸用ろくろ1台の更新費用142,000円、地域公共交通利用者に係る負担金198,000円を計上しております。

8番、シニアいきいきクラブ運営事業152,000円は、元気で意欲のあるシニア世代を対象に、新たな自分、新たな仲間、新たな生きがいを見出す場として5つの教室を開催する費用を計上しております。9番、農村環境改善センター改修事業246,545,000円は、令和3年度から継続費の設定をし、2年間で行う改修事業に係る工事監理委託料及び工事請負費の令和4年度分の費用を計上しております。10番、農村環境改善センター管理事業12,339,000円は、農村環境改善センターの維持管理費用でございますが、本年度はホール側の一部を町の関係行事のみで使用をし、正式な供用開始は、10月15日土曜日開催予定の福祉のつどいからとしてございます。改修後の必要な物品等の整備として、照明付け替えに296,000円、展示ホールに設置するテーブル、いすの購入に375,000円、ホール、1階和室廊下などのカーテンの付け替えに441,000円で、合わせて1,112,000円を計上しております。12番、新十津川アートの森管理事業2,391,000円は、アートの森の指定管理料のほか、網戸の新設及び補修、殺虫剤散布や周辺の草刈り業務に要する費用を計上しております。13番、児童・生徒母村交流事業1,807,000円は、母村の小中学生や地域の方々との交流を通じ、十津川村の歴史や伝統を学んでもらうため、小学5年生と中学生の合計28人を募集し、7月下旬に3泊4日の日程で十津川村を訪問する費用を計上しております。14番、青年母村交流事業413,000円は、継続して実施している母村交流事業で、令和2年度、3年度はコロナの影響により中止とし

たため、令和4年度も本町から十津川村を訪問する年度とし、その費用を計上しております。

15番、青少年文化スポーツ元気事業2,300,000円は、子どもたちが心身ともに健康で明るく文化やスポーツ活動に取り組めるよう、8団体への活動支援とユニフォーム購入助成や練習時における指導者、見守りサポーターなどの活動助成を拡大し、安全で安心した活動が展開できるよう助成上限額を100,000円引き上げ、8団体分の800,000円を増額し計上しております。52ページ、53ページをお開き願います。10款4項2目文化振興費でございます。本年度予算額8,448,000円でございます。1番、文化活動推進事業687,000円は、昭和30年代を中心とした町内の生活文化の歴史や記録を町郷土史研究会と協力をし、機関誌「トック」を制作する費用302,000円、小学4年生を対象にアートの森を運営する団体に図画工作など創作体験の指導を委託する費用200,000円、スポーツセンターに版画展示に要する費用24,000円などを計上しております。2番、芸術鑑賞事業7,140,000円は、町民の方に優れた音楽や文化芸能の鑑賞機会を提供する事業として、コロナ禍により2年連続で開催できなかった「ワンワンとあそぼうショー」、NHKラジオ公開番組「上方演芸会」や、6月20日の開町記念日に実施する庁舎完成記念コンサートの開催費用4,140,000円のほか、音楽協会と文化協会が主催する鑑賞事業に負担金として3,000,000円を計上しております。54ページ、55ページをお開き願います。10款4項3目開拓記念館費でございます。本年度予算額2,334,000円でございます。1番、開拓記念館管理運営事業2,334,000円は、昨年度実施しました展示作品の修正、農業記念館の外壁タイル及び窓ガラスの修繕の費用が減額となっております。

また、休館日を月曜日のみの1日とするための委託料140,000円、札沼線北線が廃止されてから50周年を迎えたことから、特別展を開催するための費用27,000円を計上しております。

10款4項4目図書館費でございます。本年度予算額44,461,000円でございます。1番、図書館維持管理事業11,725,000円は、昨年度計上しました暖房用ボイラー修繕費用が減額となっておりますが、施設管理に係る光熱水費及び委託料のほか高圧受電設備の修繕費用218,000円を計上しております。2番、図書館運営事業31,794,000円は、本年度から開始となる図書館と学校図書館の包括業務委託費用27,030,000円のほか、蔵書資料購入費等4,764,000円を計上しております。なお、業務委託につきましては、令和4年度から3年間の長期継続契約を実施することとしてございます。3番、図書館利用促進事業674,000円は、体験事業、人形劇などの講演やコンサート、ギャラリー展示などを開催する費用は2番、図書館運営事業の運営業務委託料に計上しているため減額となっております。本年度は、小学校新1年生贈呈用の図書バックの購入費344,000円と読書通帳システム保守業務委託料330,000円を計上しております。4番、絵本ふれあい事業268,000円は、3、4か月児の乳幼児検診と2歳半児の検診の機会に絵本を贈呈しておりますが、2歳半児の検診時にお渡しする絵本では、自分自身が主人公となる世界に1冊だけのパーソナル知育絵本の配本奨励事業の費用を計上しております。56ページ、57ページをお開き願います。10款5項1目保健体育総務費でございます。本年度予算額13,301,000円でございます。2番、社会体育推進活動事業548,000円は、ピンネシリ登山マラソンの大会負担金を計上しております。3番、スポーツ体験学習推進事業725,000円は、スポーツ体験を通じてスポーツ活動のきっかけづくりとするため、文化スポーツ少年団のスポーツ教室や野球教室開催費用のほか、ファイターズウォーキング事業負担金を計上しております。5番、スポーツ指導者養成事業100,000円は、スポーツ指導者の確保や人材育成を図るため、指導者等資格登録料助成対象に従前の登録料に加え受講料やテキスト代も対象費用として拡大するため50,000円を増額し計上しております。6番、スポーツ大会参加助成事業3,000,000円は、例年と同様に予選を経て全国・全道大会に出場するための費用に対する助成金を計上しております。7番、生涯スポーツ推進事業8,314,000円は、スポーツ協会のスポーツクラブに対する運営負担金の費用を計上して

おります。10款5項2目体育施設管理費でございます。本年度予算額67,946,000円でございます。1番、そっち岳スキー場管理運営事業15,724,000円は、管理運営に要する消耗品費、光熱水費及び施設管理委託料のほか、スキー場案内看板整備費用531,000円を計上してございます。2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業52,222,000円は、昨年実施しましたスポーツセンター浄化槽の改修工事、東側車庫の塗装修繕で約38,000,000円が減額となっております。本年度は、温水プールの機会室の設備修繕959,000円、スポーツセンターの玄関ポーチのタイル張替修繕900,000円、音響設備修繕220,000円のほか、指定管理委託料49,044,000円などを計上してございます。58ページ、59ページをお開き願います。10款5項3目学校給食運営費でございます。本年度予算額109,915,000円でございます。1番、学校給食センター管理運営事業20,061,000円は、給食センター施設の燃料費、電気料、機会設備の整備費及び保守点検委託料等のほか、本年度は空調機械の部品取替修繕583,000円などを計上しております。2番、学校給食提供事業85,614,000円は、町内の小学校、中学校、農業高校、幼稚園、雨竜小中学校、合計約1,000人の給食提供に係る消耗品費、光熱水費、賄材料費、手数料などのほか、調理・洗浄業務等委託料27,781,000円を計上しております。3番、学校給食扶助費交付事業4,240,000円は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費の援助に要する費用を計上しております。内容説明は以上でございますが、この予算につきましては、町議会第1回定例会に提出をし、3月18日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第16号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第16号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

3年度の補正予算のときも話題に出ていたのですけれど、燃料費の高騰の問題ですが、これから新年度も非常に厳しいのではないかとこの予想がありまして、例えば、国や道がこの燃料費の高騰の分で学校に使っている分の一部でも負担をしてくれるようなことにはならないのか、何かの手立てがないのかと思うのですが。

◎鎌田事務局長

今の時点で燃料費の高騰等が続くということが想定されるのは事実であるかと思えます。松倉委員のおっしゃる国なり道での措置の部分というのは、現状では補てん制度はないということになってございます。

◎久保田教育長

そういう費用については、普通交付税制度等で交付税措置をしていたり、本町ばかりのことではないのですが、例えば特殊な事業等で経費がかかった場合について、市町村で差がある場合については特別交付税という形で交付税措置するなど、国ではそういう交付税制度と対応する場合がありますが、国では、原油価格高騰に対する緊急対策として、石油元売り事業者に対する価格の激変緩和の支給支援としています。ほかに質疑ございませんか。

◎近藤委員

直接予算には関係ないかもしれませんが、51ページの社会教育費のはたちを祝う会

の関係ですが、これは今まで成人式という形で開催していましたが、今度は18歳になった人は対象ではなく、今までどおり20歳になった人を対象に、はたちを祝う会を行うと思いますが、時期的にはいつになりますか。

◎鎌田事務局長

令和4年度につきましては、令和5年1月8日、同じ時期の日曜日に開催を予定しております。

◎近藤委員

わかりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第16号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第16号令和4年度新十津川町一般会計予算については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第3号新十津川町英語指導助手の任用及び勤務条件に関する規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書63ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外国青年招致事業において任用期間の特例措置が講じられることから、これを適用し、英語指導助手による英語教育等の継続性を確保するため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。改正の内容につきましては、64ページの新旧対照表も併せてご覧ください。附則の2項に、任用の特例としまして、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に英語指導助手の任用期間がその最初の任用期間の初日から引き続いて5年を経過する場合における第3条第3項及び第4条第1項第4号の規定の適用については、第3条第3項中「5年間」とあるのは「6年間」とし、第4条第1項第4号中「1年又は2年」とあるのは「3年」とする。」という1項を加えるものでございます。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行いたします。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号新十津川町英語指導助手の任用及び勤務条件に関する規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第4号新十津川町青少年文化スポーツ活動助成金交付規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書65ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。青少年の文化スポーツ活動団体に対する助成金の額の上限を引き上げ、青少年の健全育成を図るため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。改正の内容につきましては、66ページの新旧対照表も併せてご覧ください。第4条第1項中の助成金の上限額の「15万円」を「25万円」に改めるものでございます。附則としまして、この規則は、令和4年4月1日から施行いたします。以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号新十津川町青少年文化スポーツ活動助成金交付規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第5号新十津川町スポーツ指導者等資格登録料助成金交付規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書67ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。68ページ下段をご覧ください。スポーツ指導者資格に係る認定機関の名称変更及び当該認定機関における資格の改定に伴う所要の改正並びに助成対象費用の拡充を行うため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。改正の内容につきましては、69ページから72ページの新旧対照表も併せてご覧ください。まず題名を「新十津川町スポーツ指導者等資格登録料等助成金交付規則」に改めております。第1条中の文言の修正、第5条第1項中の「助成資格を新規に登

録するために認定機関に支払う登録料」を「登録料、受講料その他の認定機関における助成資格の登録に関する費用のうち、委員会が認める費用の額の合計額」に改め、同条第2項中「新規に登録するための費用の一部の」を「助成対象費用の一部について」に改め、「認定機関に支払うべき登録料」を「当該助成対象費用の額」に改め、同条第3項中「助成登録料」を「助成金の額」に改めるものでございます。第6条第2項中「登録料の領収書」を「助成対象費用に係る領収書」に改めるものでございます。別表では、認定機関の名称変更及び日本スポーツウェルネス吹矢協会の公認指導員を追加するものでございます。様式につきましては、関係箇所を改正するものでございます。68ページをご覧ください。附則としまして、この規則は、令和4年4月1日から施行いたします。附則2項に、経過措置としまして、この規則の施行の日前にスポーツ指導者又は公認審判員の資格について認定機関の登録を受けた者に対する当該登録に係る費用の助成については、なお従前の例によるとしております。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第5号新十津川町スポーツ指導者等資格登録料助成金交付規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第6号新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書73ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。図書館業務の一部委託及び福祉バス運営事業の廃止に伴い、教育委員会事務局に配置する職及びグループの分掌事務を変更するため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。改正の内容につきましては、74ページの新旧対照表も併せてご覧ください。職員の配置の第3条第1項中「事務局長」の次に「及び社会教育主事」を加え、同条第2項第6号を「その他教育委員会が必要と認める職」と改め、グループの分掌事務の第5条第1項第2号中の社会教育グループのツ、「高齢者の生きがい対策に係る事業等で使用する車両の運行管理に関すること。」を削り、シに「図書館の管理及び運営に関すること。」を加えるものでございます。附則としまして、この規則は、令和4年4月1日から施行いたします。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第6号新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第7号新十津川町開拓記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書75ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。開拓記念館の開館日を増やすことにより、歴史に対する認識をさらに深めるとともに、町民の教育及び文化の発展を図るため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。改正の内容につきましては、76ページの新旧対照表も併せてご覧ください。第3条第1号の休館日につきましては、「月曜日及び火曜日」を「月曜日」のみに改めるものでございます。附則として、この規則は、令和4年4月1日から施行いたします。以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第7号新十津川町開拓記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第8号新十津川町社会教育委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書77ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町社会教育委員の委嘱について、新十津川町社会教育委員に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。1委嘱しようとする者の氏名、住所等は記載のとおり7名でございます。

2任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

山下グループ長、委嘱する方は、曾根さん以外は再任ということですね。

◎山下グループ長

はい、そうです。

◎久保田教育長

任期は2年ですが、曾根秀彰さんは中学校の教頭として、大山口教頭の後任ということでございます。そのほかの方については、再任の要請を教育委員会でご依頼し、再任の承諾をいただいたので、教育委員会に委嘱の議案として上程しているものでございます。補足説明させていただきます。それでは、議案第8号の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第8号新十津川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和4年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時10分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 荒山直人

会議録署名委員 近藤陽介